

履修コース

授業科目には必修科目と選択科目があります。そのうち選択科目は履修するかどうかを各自で決定することができます。自分の関心や目的に従い、学びたい科目や学ぶべき科目を履修できます。ただ、特に「IV群：専門選択科目」については戸惑う人がたくさんいるかと思います。そこで、卒業要件とは関係なく、3つの“コース”を設け、“コース認定科目”と“コース推奨科目”を示します。“コース認定科目”はコース修了「認定」に必要な科目で、この科目をすべて修得することでコース修了が認定されます。“コース推奨科目”は各コースで単位を修得することを特に「推奨」する科目です。

- ①コースは1つだけ選択することができます。（選択しなくても卒業できます。）
- ②コースの申請は2年次以降受け付けます。（翌年度に変更しても構いません。）
- ③“コース認定科目”（30～34単位）を修得した人は、卒業時に修了証を受け取ることができます。（卒業要件とは関係ありません。）

種 類	対 象	コース認定科目	コース推奨科目
法務 コース	法曹等の法律系国家資格、法律系公務員（裁判所事務官・国税専門官・検察事務官等）として活躍したい人	憲法Ⅱ（統治）、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅲ（担保物権）、民法Ⅴ（債権各論）、民法Ⅵ（親族）、民法Ⅶ（相続）、刑法Ⅰ（総論）、刑法Ⅱ（各論）	税法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法
公共政策 コース	行政系公務員（国家・地方）、警察、消防等を目指す人、および、議員、NPO等の地域住民の暮らしを守る活動に従事したい人	憲法Ⅱ（統治）、行政法Ⅰ、民法Ⅲ（担保物権）、民法Ⅴ（債権各論）、政治学原論、政策学Ⅰ（総論）、行政学、財政学、マクロ経済学（国際経済を含む）、ミクロ経済学（国際経済を含む）	地方自治法、政治思想史、日本政治史、西洋政治史、社会政策、地方行政論、地方財政論、地域社会論、経済政策、政策分析
企業 コース	法的知識をもって民間企業で活躍したい人（企業法務）、国際感覚・外国法の知識をもって民間企業で活躍したい人（国際企業）	税法、民法Ⅲ（担保物権）、民法Ⅴ（債権各論）、商法総論、商取引法、会社法、民事訴訟法、労働法、社会保障法	保険法、海商法、民事執行・保全法、倒産法、知的財産法、環境法、経済法、金融商品取引法、支払決済法